

# 港区教育ビジョン

すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす



平成 26 年 10 月  
港区教育委員会

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

## 「すべての人の学びを

## 支え つなぎ 生かす」 教育を目指して

このたび、これからの10年間の、港区の教育行政の根幹となる基本理念を示す、港区教育ビジョンを策定しました。

これまで、港区教育振興プラン（平成24年度～26年度）に基づき、具体的な施策、事業を推進してきましたが、社会状況が急速に変化し、教育を取り巻く環境がめまぐるしく変わる時代において、教育行政を支える確固とした基本理念を定め、変化の先を見据えて、教育に関わる取組を的確・迅速に変革していくことがもとめられています。

港区教育ビジョンでは、社会の変化に対応し、より一層先進的・発展的な教育を推進するため、基本理念「すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす」を掲げ、目指す人間像、港区の教育が進むべき5つの基本的方向性を示しました。

港区教育ビジョンは、いわば教育行政における「基本構想」であり、具体的な施策や事業は、ビジョンのもとに策定する学校教育推進計画をはじめ5つの個別計画で示すこととしました。

「学び」は、人生に喜びをもたらします。すべての人が、心豊かな人生を送るために、生涯学び続けることのできる環境が整備されることが大切です。

港区は、「教育の港区」として、区民の学びの支えとなるため、港区教育ビジョンの実現に向けて、学校、家庭、地域のみならずと力を合わせ、魅力ある教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

港区教育ビジョンの策定にあたっては、学識経験者や公募区民、その他関係団体のみなさまで構成する港区教育ビジョン会議や、区長部局との横断的な庁内検討組織である港区教育ビジョン推進本部会議で、活発に議論をしていただきました。また、区民意見募集、区民説明会でも貴重なご意見をいただきました。策定にご協力をいただきましたみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成26年10月

港区教育委員会

# 目 次

港区教育ビジョンの全体像 .....	1
<b>1 教育ビジョン策定の背景 .....</b>	<b>2</b>
(1) 港区におけるこれまでの取組 .....	2
(2) 社会の変化と教育の課題 .....	4
(3) 港区の教育を取り巻く状況と課題 .....	6
<b>2 教育ビジョンの目的と位置付け .....</b>	<b>9</b>
(1) 策定の目的 .....	9
(2) 教育ビジョンの位置付け .....	9
<b>3 港区が目指すこれからの教育 .....</b>	<b>10</b>
(1) 基本理念 .....	10
(2) 目指す人間像 .....	11
<b>4 港区の教育における基本的方向性 .....</b>	<b>12</b>
(1) 「徳」「知」「体」を育む学び .....	12
(2) 生き抜く力を育む学び .....	13
(3) 生涯を通じた学び .....	14
(4) 地域社会で支えあう学び .....	16
(5) つながり、伝え、循環する学び .....	17
<b>5 教育ビジョンの実現に向けて .....</b>	<b>18</b>
(1) 教育行政における個別計画による取組 .....	18
(2) 学校、家庭、地域、事業者等との協働 .....	19
<b>参考資料 .....</b>	<b>21</b>

# 港区教育ビジョンの全体像

## I 基本理念（P10）

すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす



## II 目指す人間像（P11）

生涯を通じて夢と生きがいをもち、  
自ら学び、考え、行動し、未来を創造する人

### 【個人として】

- ・夢と生きがいをもち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- ・自立心と責任感のある人
- ・郷土への誇りと愛着をもつ人

### 【他者との関わりにおいて】

- ・他者への思いやりや他者との絆を大切にする人
- ・国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重する人
- ・他者と協調し、未来を創造する人

### 【社会との関わりにおいて】

- ・地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- ・多くの世代と交流し、協働して社会に貢献する人
- ・国際的視野をもって行動し、世界をリードする人

## III 港区の教育における基本的方向性（P12～P17）

- (1) 「徳」「知」「体」を育む学び
- (2) 生き抜く力を育む学び
- (3) 生涯を通じた学び
- (4) 地域社会で支えあう学び
- (5) つながり、伝え、循環する学び

## IV 教育ビジョンの実現に向けて（P18～P19）

- (1) 教育行政における個別計画による取組
- (2) 学校、家庭、地域、事業者等との協働

# 1 教育ビジョン策定の背景

社会状況の急速な変動に伴い教育行政を取り巻く環境も大きく変化していく中、より先進的・発展的な教育施策を推進していくため、中長期的な展望を見据えた「港区教育ビジョン」を策定します。

## (1) 港区におけるこれまでの取組

港区では、区民一人ひとりが生涯にわたり心豊かに生きることを願い、その実現に向けて教育目標及び基本方針を定めるとともに、「港区教育振興プラン」を策定し、学校教育と生涯学習の充実・向上に取り組んできました。

保護者や区民から信頼される、魅力ある学校教育を推進するため、一人ひとりの個性や創造力を伸ばす個に応じた教育を行っています。中でも文部科学省教育課程特例校の指定を受けて実施している国際理解教育のほか、国に先駆けて取り組んでいる土曜授業、幼児期の教育から小・中学校の義務教育9年間の一貫した教育などを推進しています。また、障害のある児童・生徒のための特別支援教育体制の整備、指導の充実に取り組んでいます。

生涯学習においては、各種講座や学習情報、学習成果を発表する機会の充実を図るとともに、身近にスポーツを楽しめる場としてスポーツセンターの整備や、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）<sup>※1</sup>の設立及び運営支援などを推進しています。

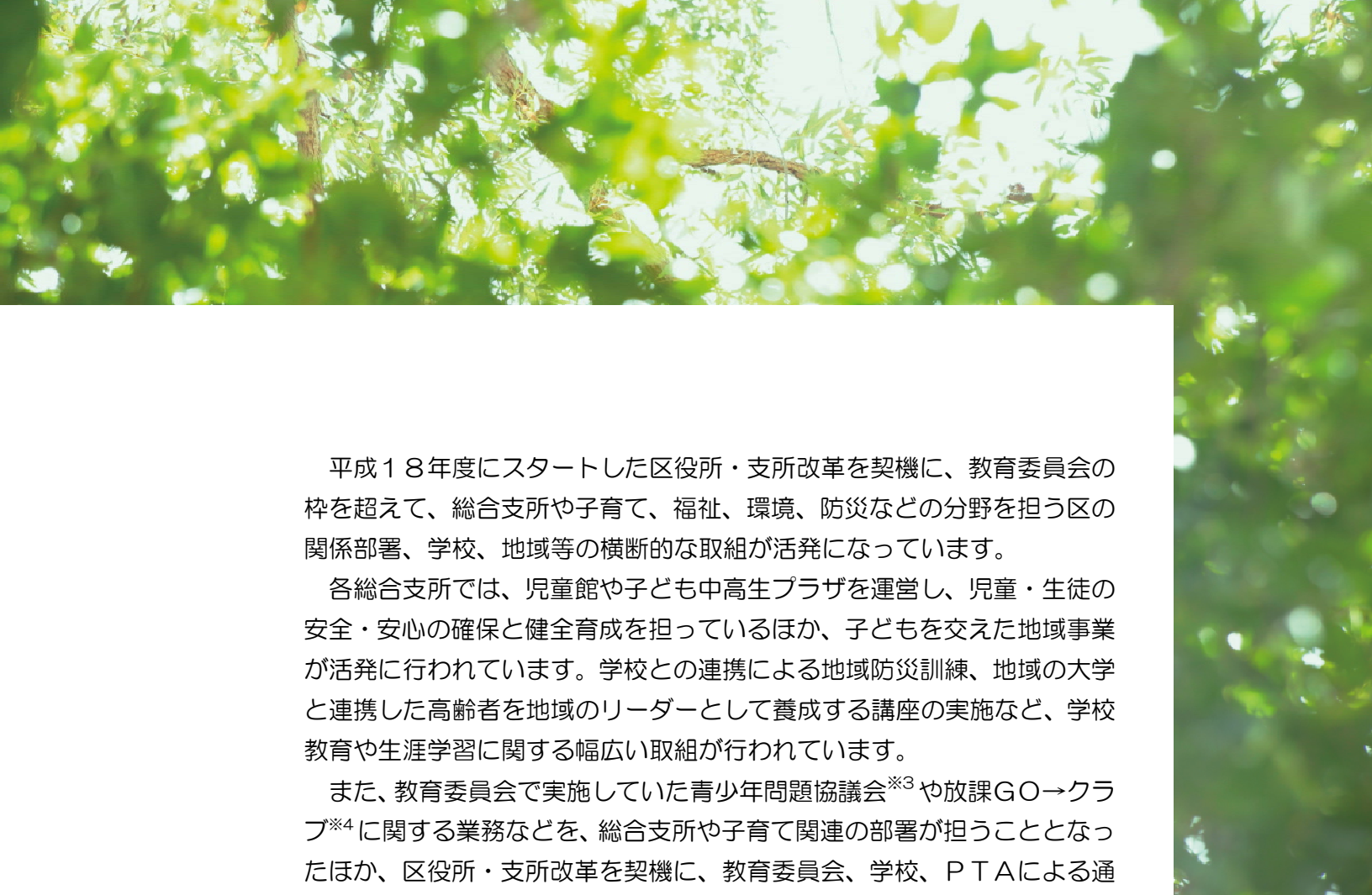
このほか、地域の情報拠点としての図書館及び学校図書館の整備や機能の充実、全区立小中学校へのリーディング・アドバイザー・スタッフ<sup>※2</sup>の配置による子ども読書活動の推進に取り組んでいます。

※1 総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）：

「多様目」、「多世代」、「多様な技術・技能」に合わせてスポーツを楽しむことができ、クラブ会員一人ひとりがスポーツサービスの受け手と同時に作り手となる、新しい形態のスポーツクラブで、港区にはスポーカル六本木とスポーカル高松の2つがあります。

※2 リーディング・アドバイザー・スタッフ：

児童・生徒の読書活動の推進や学校図書館の環境の充実、学習資料の提供など、児童・生徒の読書への興味関心の向上、主体的・意欲的な学習活動の支援を行うため、全区立小中学校に配置されています。



平成18年度にスタートした区役所・支所改革を契機に、教育委員会の枠を超えて、総合支所や子育て、福祉、環境、防災などの分野を担う区の関係部署、学校、地域等の横断的な取組が活発になっています。

各総合支所では、児童館や子ども中高生プラザを運営し、児童・生徒の安全・安心の確保と健全育成を担っているほか、子どもを交えた地域事業が活発に行われています。学校との連携による地域防災訓練、地域の大学と連携した高齢者を地域のリーダーとして養成する講座の実施など、学校教育や生涯学習に関する幅広い取組が行われています。

また、教育委員会で実施していた青少年問題協議会<sup>※3</sup>や放課GO→クラブ<sup>※4</sup>に関する業務などを、総合支所や子育て関連の部署が担うこととなったほか、区役所・支所改革を契機に、教育委員会、学校、PTAによる通学路の安全点検を、総合支所や町会等の地域団体とともに行うようになるなど、各主体相互の協働が深まっています。

さらに、平成21年度から、保護者や地域の声を直接聞き、地域の方々に教育委員会や学校の活動について理解と協力を呼びかけるとともに、地域の特性や環境を生かした教育活動を推進するため、教育委員会と各総合支所が連携して「地区教育会議<sup>※5</sup>」を実施しています。

※3 青少年問題協議会：

青少年問題に対処するため、国が昭和28年に制定した「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」に基づき、昭和40年に区長の附属機関として設置しています。区長を会長とし、区議会議員、学識経験者等で構成され、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との情報交換を行っています。

※4 放課GO→、放課GO→クラブ：

港区では、小学生が放課後等の時間、安全・安心に活動できる居場所づくり事業「放課GO→」を、家庭や地域の協力を得ながら学校内で実施しています。「放課GO→」に加え、小学校1年生から3年生で、保護者の就労などの事情で放課後に家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として学童クラブ事業を行っている「放課GO→クラブ」があります。

※5 地区教育会議：

保護者や地域の声を直接聞き、教育行政と地域での子育て支援の一層の充実を図るため、教育委員会と各総合支所の連携により平成21年度から実施しています。各地区で年1回開催し、「学校・教育委員会と地域との連携」「東日本大震災を踏まえた子どもの安全・安心の確保」などのテーマで、区民と教育委員が意見交換を行っています。平成26年度からは、各地区の地域特性を踏まえた個別のテーマをグループディスカッション形式で議論することで、より一層充実した会議を行っています。

## (2) 社会の変化と教育の課題

情報通信技術の進歩や国際交通網の発達などにより、社会、経済、文化など様々な分野でグローバル化が進展し、世界各国との関係が深まっています。こうした中、教育には、異なる文化や背景をもつ人々とともに生きる意識を持ち、自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

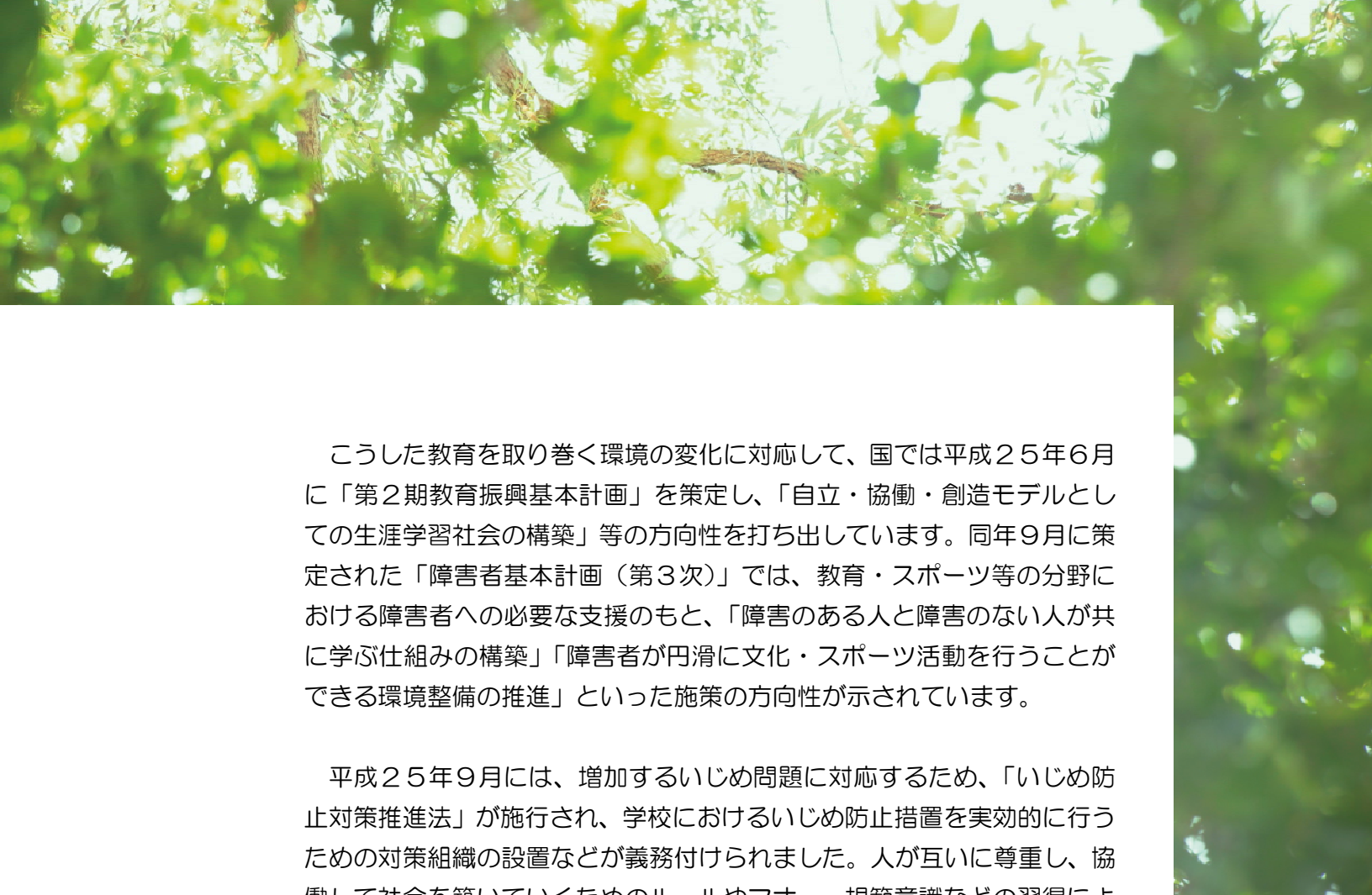
高度情報化社会の実現は、グローバル化の進展だけではなく、多様な働き方、生き方を創出するとともに、新しい形での人のつながりを生み出すなど、人々の生活に大きな変化をもたらしています。

家庭や地域においては、核家族化や共働き世帯、単身世帯の増加等、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭の中でのコミュニケーションや世代間交流の機会が減少しています。そのため、家庭内で社会性が育まれにくくなっているほか、家族を通じて地域とつながる機会の減少により、子ども、親、高齢者など、世代を問わず孤立感が増大するといった課題が生じています。

学校においては、児童・生徒の規範意識の低下やいじめの増加が問題となっています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使ったインターネット上でのいじめや誹謗中傷など、いじめの質の変化に伴い、発見や対応の難しさが指摘されています。







こうした教育を取り巻く環境の変化に対応して、国では平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」等の方向性を打ち出しています。同年9月に策定された「障害者基本計画（第3次）」では、教育・スポーツ等の分野における障害者への必要な支援のもと、「障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みの構築」「障害者が円滑に文化・スポーツ活動を行うことができる環境整備の推進」といった施策の方向性が示されています。

平成25年9月には、増加するいじめ問題に対応するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校におけるいじめ防止措置を実効的に行うための対策組織の設置などが義務付けられました。人が互いに尊重し、協働して社会を築いていくためのルールやマナー、規範意識などの習得により、他者を思いやる心や自立した人間の育成を目的とした道徳の教科化も検討されています。

さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、国及び地方公共団体は、就学援助や学資援助など、子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講じることとされています。

東京都では、平成24年3月に策定した「東京都障害者スポーツ振興計画」、平成25年3月改定の「東京都スポーツ推進計画」を相互に連動させ、スポーツの裾野を広げ、誰もがスポーツを楽しむための施策を推進しているほか、平成25年4月には「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、「基礎学力の定着」「豊かな人間性の育成」などの取組を打ち出しています。

### (3) 港区の教育を取り巻く状況と課題

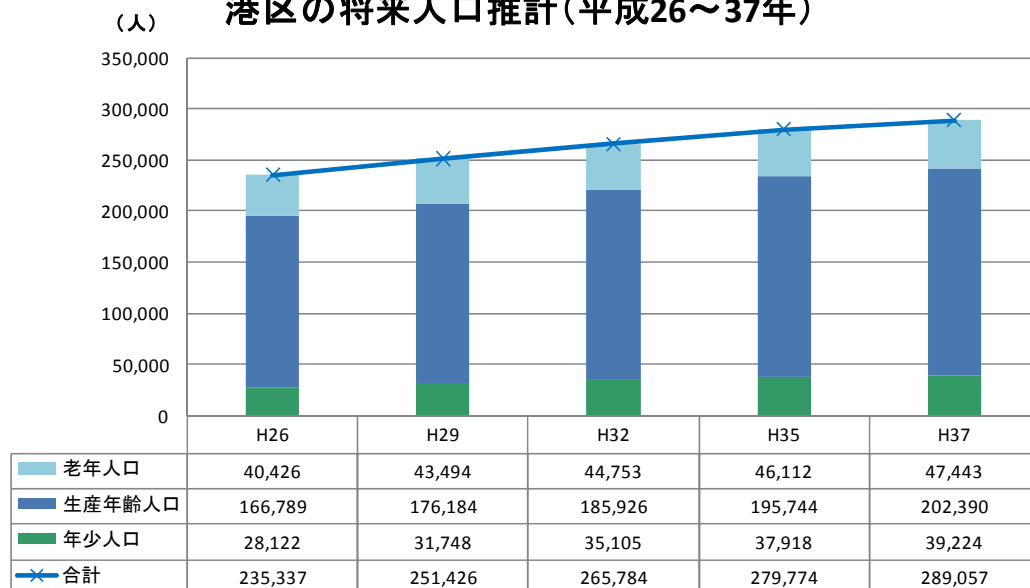
港区においても、家庭の中でのコミュニケーションや世代間交流の機会の減少、地域とのつながりの希薄化など、国や都と共通した課題を抱えており、これらに的確に対応した教育に取り組んでいます。

さらには、今後10年程度の期間に港区において予想される変化や国による新たな制度として、次のような5つの特徴が見られます。こうした教育を取り巻く様々な状況や課題に的確に対応していくことが必要です。

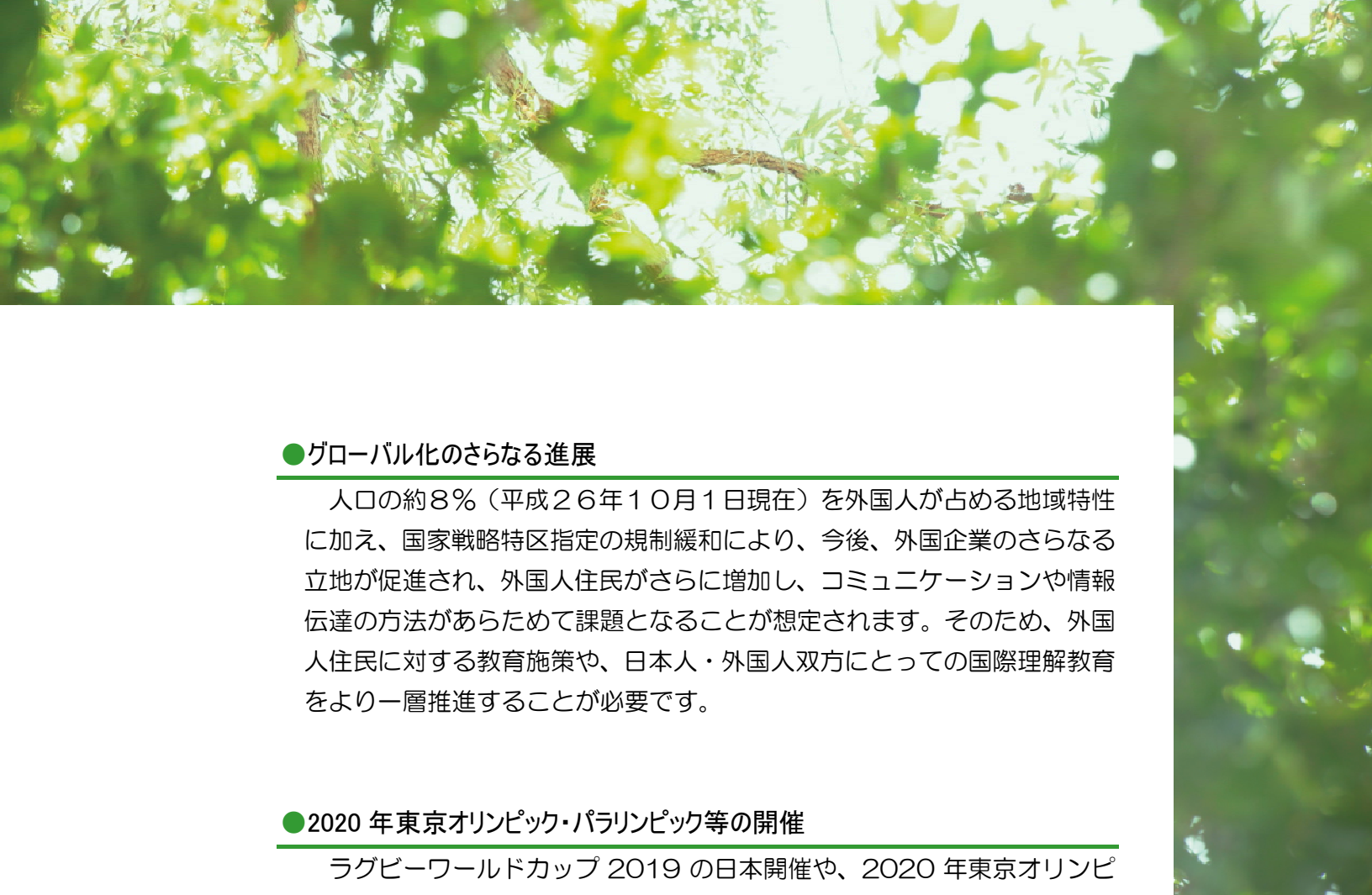
#### ● 予想される人口増加

全国的には人口の減少が問題となる中、平成26年3月における港区の将来人口推計では、平成26年の235,337人から、平成37年には289,057人と毎年5,000人程度の人口増が見込まれています。年齢区分別にみても、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも増加傾向にあり、特に年少人口の増加率が高くなっています。それぞれのライフステージに対応した「教育」を、質・量ともに確保し、充実させ、提供することが求められています。

港区の将来人口推計(平成26~37年)



※数値は「港区人口推計(平成26年3月)」から抜粋



## ●グローバル化のさらなる進展

人口の約8%（平成26年10月1日現在）を外国人が占める地域特性に加え、国家戦略特区指定の規制緩和により、今後、外国企業のさらなる立地が促進され、外国人住民がさらに増加し、コミュニケーションや情報伝達の方法があらためて課題となることが想定されます。そのため、外国人住民に対する教育施策や、日本人・外国人双方にとっての国際理解教育をより一層推進することが必要です。

## ●2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催

ラグビーワールドカップ2019の日本開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したことを戦略的に活用して、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を重層的に展開し、子どもから高齢者、障害者など幅広い世代がスポーツで元気になる「スポーツ文化都市」の実現に向けた施策を推進すべき時期を迎えています。

## ●子ども・子育て支援新制度の開始

平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度<sup>※6</sup>」がはじまります。新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、教育・保育、地域での子育てを総合的に支援するもので、港区においても質の高い小学校入学前教育の充実や量的拡充、家庭教育の支援の充実といった課題への対応が必要となります。

※6 子ども・子育て支援新制度：

平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく新たな制度で、平成27年4月からの開始が予定されています。

## ●新たな地方教育行政制度の開始

平成27年度から、教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を目的とした、新たな地方教育行政制度<sup>※7</sup>がはじまります。教育委員会組織の見直し、首長による総合教育会議の設置、教育の振興に関する施策の大綱の策定など、教育行政の枠組みが変わります。さらに、国においては、港区ではすでに先進的に取り組んでいる小中一貫校の制度化や、基礎学力の早期定着をねらいとした義務教育年齢の引き下げなどの改革案も検討されています。

※7 新たな地方教育行政制度：

平成27年4月に施行される改正地方教育行政法に基づき、以下のような改革が実施されます。

- (1) 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を設置する
- (2) 教育行政の重点施策やいじめ問題の対応等について協議を行う総合教育会議を、首長が設置する
- (3) 総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱を策定する

また、政府の教育再生実行会議が平成26年7月に示した学制改革に関する提言では、「小中一貫教育学校（仮称）」を制度化し、市区町村が制度選択やカリキュラムの区切りを判断できるようにするほか、5歳児の1年間の義務教育化・無償化などを検討することが盛り込まれています。

## 2 教育ビジョンの目的と位置付け

### (1) 策定の目的

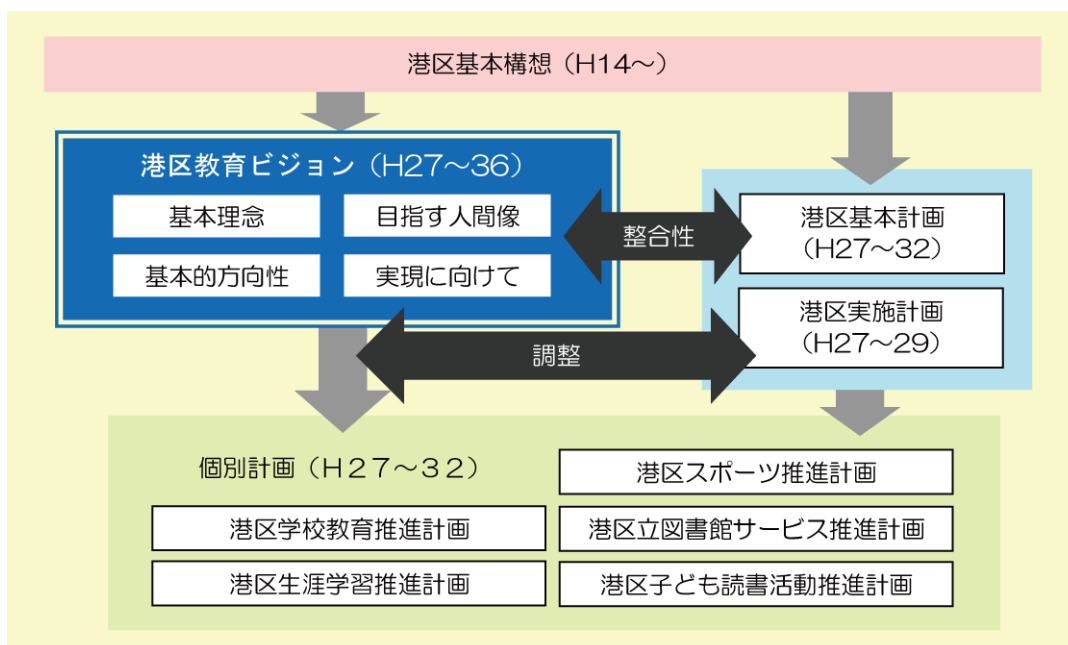
教育行政には、教育を取り巻く環境の変化に対応し、様々な取組を柔軟に且つ的確に変革していくための根幹となる理念が必要です。

教育ビジョンは、港区のこれまでの教育における考え方や取組、その成果を踏まえた上で、将来を見据えて、港区が目指す教育の基本理念、目指す人間像を掲げ、その理念に基づく取組の方向性を示すものです。

教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的として策定します。

### (2) 教育ビジョンの位置付け

「港区教育ビジョン」は、平成27年度から平成36年度までの10年間を通じて、港区の教育の根幹となる理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第17条2項<sup>※8</sup>に基づく港区の「教育振興基本計画」です。また、港区基本構想を踏まえ、港区基本計画・港区実施計画の内容等と整合性を図り策定します。



※8 教育基本法：

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 3 港区が目指すこれからの教育

教育を取り巻く社会背景やこれまでの取組等を踏まえ、港区が目指すこれからの教育の基本理念と、基本理念に基づく教育により目指す人間像を掲げます。

#### (1) 基本理念

## すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす

人は、生涯にわたって夢や生きがいをもち、自ら学ぶことで、心豊かな人生を送ることができます。また、学んだことを他者や社会へ還元することで、学ぶ目的がより明確になり、学びの意欲が一層高まります。

港区は、「すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす」を教育における基本理念として掲げ、年齢や心身の状況にかかわらず、誰もが学ぶ意欲をもち、主体的に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。一人ひとりのライフステージ、成長や歩みに応じた多様な学びを円滑につなぎ、また、その学びが地域とつながることで、学びの成果が生きる社会の構築を目指します。



## (2) 目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいを持ち、  
自ら学び、考え、行動し、  
未来を創造する人

### 【個人として】

- 夢と生きがいを持ち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- 自立心と責任感のある人
- 郷土への誇りと愛着をもつ人

### 【他者との関わりにおいて】

- 他者への思いやりや他者との絆を大切にする人
- 国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重する人
- 他者と協調し、未来を創造する人

### 【社会との関わりにおいて】

- 地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- 多くの世代と交流し、協働して社会に貢献する人
- 国際的視野をもって行動し、世界をリードする人



## 4 港区の教育における基本的方向性

基本理念を踏まえ、これからの港区の教育が進むべき5つの基本的方向性を示します。

### (1) 「徳」「知」「体」を育む学び

自ら学び、考え、行動する人の育成には、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育が不可欠です。

「徳」の習得においては、自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心の育成に取り組みます。いじめ問題をはじめ、様々な人権課題への理解と認識を深める教育や道徳教育の充実を図り、協調性や規範意識を育みます。

「知」においては、「知識基盤社会<sup>※9</sup>」に対応する基礎学力を子どものうちに確実に身に付けさせる教育とともに、読書活動などを通じて情操を育み、論理的な思考力を養う教育を推進します。

「体」においては、家庭との連携による基本的な生活習慣の確立、正しい食習慣を養うための食育の充実など、健康な体づくりを支援するとともに、体を動かすことの楽しさを伝え、成長に応じた運動能力を身に付けるための教育に取り組みます。

家庭教育によって育まれた基礎・基本を伸ばし、幼児期から続く一貫性のあるきめ細かな指導による豊かな人間性や確かな学力、健全な心と体の育成を図ります。子どもたちが安全・安心に生き生きと自ら学ぶ、質の高い魅力ある教育を推進します。

#### 取組の例

- ・子どもたちの心の育ちの支援、豊かな人間性の育成
- ・偏見や差別を許さない意識と行動力の育成
- ・学力向上のための施策の推進
- ・読書に親しむ環境の整備
- ・健康な体づくりの推進
- ・特別支援教育の推進
- ・子どもたちを守る環境の充実



※9 知識基盤社会：

新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。



## (2) 生き抜く力を育む学び

社会の高度情報化や全国的な少子高齢化、核家族化の進行によって、人と人、人と社会との関係は希薄化・複雑化してきています。

港区では、国家戦略特区指定の規制緩和や東京オリンピック・パラリンピック開催等を契機としたさらなるグローバル化の進展、都市開発の促進などにより、まちの様相がめまぐるしく変わっていくとともに、人口の増加と相まって、子どもを育む学校、家庭、地域の姿も大きく変わっていくことが予想されます。

多様で変化の激しい社会において、一人ひとりが夢と生きがいを持ち、未来を切り拓いて生き抜いていくためには、自ら考え、行動し、変革を生み出す力、新たな価値を創造する力が求められます。

そのような力の習得には、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢や進路を選択できる能力、職業観を身に付け、責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育が重要です。

自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力、主体的に社会に貢献する力の育成に取り組みます。東京オリンピック・パラリンピックも契機として、平和に関する教育、グローバル化に対応した国際感覚の育成と日本人としてのアイデンティティに関する学習を充実します。さらに、災害に関する知識をしっかりと身に付けさせる防災教育、地球環境や地域の環境を大切にする教育、ICTの進歩に的確に対応できる情報活用能力の向上を図る教育を推進します。

### 取組の例

- ・ 人間関係を築く力や主体的に社会に貢献する力の育成
- ・ 国際化に対応した教育の推進
- ・ 災害に関する知識と他者や地域の安全に貢献する力の育成
- ・ 地球温暖化や生物多様性を理解し、持続可能な社会のために行動する力の育成
- ・ 情報活用能力の向上
- ・ 科学技術の進歩に対応、貢献する理数教育の推進



### (3) 生涯を通じた学び

生涯学習は、人生に喜びをもたらす大切なものであるとともに、地域参加や社会参加の第一歩となるものです。一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、年齢や心身の状況にかかわらず、誰もが自らの意思で学ぶことができる環境にあることが重要です。

港区には数多くの大使館があり、外国人住民が人口の約8%（平成26年10月1日現在）を占める、国際感覚のあふれる地域です。都心でありながら緑や水辺に恵まれ、歴史資源や史跡を豊富に有しています。社会貢献活動を積極的に展開するNPO等の団体、最先端の研究を担う大学や企業、研究機関も多数所在するなど、豊かな環境や人材が存在しています。

こうした強みを最大限に生かし、幅広い学びの機会の充実を図ります。自らの基盤をさらに固める「学び直し」や、新たな分野・領域への知的欲求を満たす学びなど、区民一人ひとりが生涯を通じて自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを支援します。

図書館は、豊富な情報量を生かし、多様な人材・機関・場を結び、新たな地域文化創造の拠点として、区民の学びを支援していきます。

ラグビーワールドカップ2019の日本での開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を重層的に展開します。子どもから高齢者、障害者など幅広い層がスポーツに親しめる機会の充実と環境整備を推進するとともに、オリンピックに代表される国際的なスポーツイベントの開催に合わせて実施される文化プログラム等も活用し、相互理解の促進やボランティア活動の活発化など、スポーツを通じてすべての人が支えあう地域づくりに取り組みます。

## 取組の例

- ・年齢や心身の状況にかかわらず、すべての区民が学べる環境の整備
- ・大学や企業等が持つ学習資源の活用
- ・図書館でつながる人材・機関・場のネットワーク化
- ・スポーツを楽しめる場の確保、観戦機会の拡充
- ・区民のスポーツ活動、スポーツボランティア活動の促進
- ・スポーツを通じた仲間づくり、地域づくり



## (4) 地域社会で支えあう学び

港区は、閑静な住宅地やにぎわいの拠点、歴史的・文化的資源、水辺空間などをもつ、多様な魅力にあふれる都市です。交通の利便性が高く、日本全国はもとより世界中と結ばれています。多くの大使館や国内外への情報発信の拠点が集積するなど、経済・文化・交流の中心として多くの人を惹きつけています。

このような魅力を背景に、港区では、子育て世代、高齢者、障害者、単身者、外国人など様々な人が、多様なライフスタイル、ライフステージで暮らしています。

多様な人や組織の協働を支援するため、区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。

港区では、学校との連携による地域防災訓練や地区教育会議など、学校、教育委員会、各総合支所、地域の各活動主体の協働による取組を進めています。これまでの取組や港区の地域特性を踏まえ、行政や学校だけではなく、区民をはじめとした地域で活動する多様な人や組織との協働を通じて、教育環境の一層の充実を図ります。

また、平成26年度から開始している学校支援地域本部事業<sup>※10</sup>をさらに発展させるなど、学校、家庭、地域、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら協力しあい、社会全体で支える教育を推進します。

### 取組の例

- ・ 地域における活動や交流の場・機会の提供
- ・ 地域における安全・安心の取組
- ・ 生涯学習施設や図書館による学びと協働の支援
- ・ 区民が誇りに思える郷土意識の育成
- ・ 学校、家庭、地域、事業者等の協働による教育環境の充実



※10 学校支援地域本部事業：

「学校支援コーディネーター」を配置し、外部講師や地域ボランティアとの折衝や調整を教員に代わって行うことで、教員の負担を軽減し、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保を図ります。

## (5) つながり、伝え、循環する学び

人は、学ぶことによって新たな知識を身に付け、激動する社会を生き抜く力、豊かに生きる力を育みます。学びを通して互いの人間性を尊重する心を育むとともに、社会や地域とつながることができます。

一人ひとりが学びをきっかけに地域に参加し、習得した知識や経験を異なる世代と伝えあうことで地域社会に還元する「学びの循環」によって、学びの成果が社会全体の財産として蓄積され、活力ある地域コミュニティが形成されます。

港区はこれまで、区民の学習成果が地域活動や豊かなまちづくりにつながる、社会参加の仕組みづくりを進めてきました。その成果を踏まえ、学びを通してより多くの人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を推進します。

### 取組の例

- ・ 学習成果を地域社会で生かす場と機会の充実
- ・ 学びを通じて人と人、人と地域がつながる環境の整備
- ・ 区民が主体的に学びの成果を伝えあう活動の支援
- ・ 自主的な学習団体の育成などによる「学びの循環」の拡大



## 5 教育ビジョンの実現に向けて

教育ビジョンを実現するために、ビジョンに掲げる基本理念や基本的方向性について、個別の計画での具体的な施策の推進、教育委員会の枠を超えた横断的な取組や各総合支所との連携が重要となります。

さらに、学校、家庭、地域、事業者等、多様な主体が、港区における教育の担い手として、協働して取り組むことが必要です。

### (1) 教育行政における個別計画による取組

教育ビジョンが示す基本理念や目指す人間像、基本的方向性を踏まえ策定した、教育行政における以下の個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。

- 港区学校教育推進計画
- 港区生涯学習推進計画
- 港区スポーツ推進計画
- 港区立図書館サービス推進計画
- 港区子ども読書活動推進計画

また、港区基本構想や港区基本計画・港区実施計画、各総合支所単位で策定される港区基本計画・地区版計画書との整合性を図るとともに、子育てや福祉、保健衛生、環境、防災など、区の関係部署が策定する個別計画とも整合性を図り、連携して取組を推進します。

## (2) 学校、家庭、地域、事業者等との協働

教育ビジョンの実現に向けて、学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として、それぞれがもつ力を発揮して協働することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
<b>学校</b> 幼稚園、小・中学校  <b>児童福祉施設</b> 保育所、児童館、 子ども中高生プラザ など	○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。 ○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。 ○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
<b>家庭</b> 家族、保護者 など	○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学びます。 ○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。 ○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
<b>地域</b> 町会・自治会、 商店会、消防団 など	○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。 ○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。 ○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくります。
<b>事業者・団体</b> 大学、企業、NPO、 ボランティア団体、 大使館 など	○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。 ○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。







# 參考資料

## ●港区教育ビジョン策定方針

### 港区教育ビジョン策定方針

平成 26 年 1 月 28 日  
教育委員会決定

社会状況の急速な変動に伴い教育行政を取り巻く環境も大きく変化していく中、より先進的・発展的な教育施策を推進していくため、中長期的な展望も見据えた「港区教育ビジョン」を策定します。

教育ビジョンは、平成 27 年度からの 10 年間を通じて港区が目指すべき教育の基本理念として、港区の目指す教育、目指す人間像を示し、その理念の実現に向けた取組の視点と方向性を示すものです。

#### 1 教育行政を取り巻く状況

##### (1) 国等の状況

国の「第 1 期教育振興基本計画」の検証において、わが国の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果から、思考力、判断力、表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があるとされています。さらにコミュニティとの協働や ICT の活用の重要性、イノベーション創出の必要性などの課題もあがっています。また、教育に対する社会全体の連携や、各学校段階間、学校・社会生活間において円滑な接続ができていない状況があるとしています。このような状況を踏まえて平成 25 年 6 月に閣議決定された「第 2 期教育振興基本計画」では、わが国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を打ち出しています。また、「子ども・子育て支援新制度」の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図るとしています。

平成 25 年 9 月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、国、地方公共団体及び学校において、「いじめの防止等の対策に関する基本的な方針」の策定（国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務）や、条例によるいじめ問題対策連絡協議会の設置等が示され、東京都においては平成 26 年 3 月を目途に、条例の制定及びいじめ防止基本方針等の策定が予定されています。

また、平成 25 年 12 月に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」が示され、平成 28 年度には小・中学校の学習指導要領を全面改訂し、平成 32 年度からの全面実施を目指すとしています。

さらに国は、教育委員会制度の改革を行う必要があるとし、平成 25 年 12 月の中央教育審議会の答申では、教育委員会制度のあり方については抜本的に改革すべきであると示されました。今後、制度改革に関しての具体的な検討が進められます。

これらの様々な国等の動向に的確に対応しつつ、港区の教育をより一層充実させることが、教育委員会の重要な課題となってきます。

##### (2) 港区の状況

港区の人口は、少子高齢化が全国的に進行する中であって、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも増加傾向にあり、それぞれのライフステージに対応した「教育」を、質・量ともに確保し、充実させ、提供することが求められています。また、人口の 1 割を

外国人が占める地域特性に加え、アジアヘッドクォーター特区の実施により、外国人住民がさらに増加することも予想され、外国人住民に対する教育施策や、日本人・外国人双方にとっての国際理解教育を、より一層推進する必要に迫られています。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことを戦略的に活用して、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を重層的に展開し、子どもから高齢者、障害者など幅広い世代がスポーツで元気になる『スポーツ文化都市』を着実に推進すべき時を迎えています。

一方、区役所・支所改革が進展する中で、地域との連携をより深めるために、放課GO→クラブや青少年対策地区委員会等を、教育委員会から区長部局へ移管してきました。また各総合支所では児童・生徒を交えた地域事業が活発に行われています。学校と地域との連携が進み、地域の人々を活用した授業が展開され、東日本大震災を踏まえて、地域防災訓練が教育課程に位置付けられるなど、区役所・支所改革を契機に、学校教育や生涯学習に関する取組が、教育委員会の枠を超え、幅広く展開されるようになっていきます。

## 2 教育ビジョン策定の基本的な考え方

### (1) 教育ビジョンの必要性

教育委員会では、区民が生涯にわたり社会の一員としてよりよく生きる力を身に付けることができるよう、教育目標及び基本方針を定めるとともに、「港区教育振興プラン」を策定し、学校教育及び生涯学習の充実・向上に取り組んできました。

社会の激しい変化や多様化が進む状況に対応して、生涯を通じて一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくためには、学校教育と生涯学習を貫く教育の方向性をより一層明確にする必要があります。

さらに教育委員会の枠にとらわれずに、総合支所をはじめとする区長部局との連携を強化するとともに、学校、家庭や地域等の総合力を発揮して、誰もが教育の担い手として「教育の港区」の実現に向け取り組んでいくために、港区が目指すべき教育の基本理念を示す「教育ビジョン」が必要です。

### (2) 教育ビジョン策定の方向性

これまで取り組んできた教育施策や事業の成果、国や港区における課題等を踏まえるとともに、今後10年間の将来を予測して「教育の港区」を実現するための新たな方針として策定します。

#### ○「徳」「知」「体」を育む学び

自分を大切にし人を思いやる心の育成や、いじめ問題をはじめ様々な人権課題への理解と認識を深める人権教育の充実を図ります。幼児期から続く一貫性のあるきめ細かな指導による確かな学力の向上と健全な心と体の育成を通して、子どもたちが安全・安心に生き生きと自ら学ぶ、質の高い魅力ある学校教育を推進します。

#### ○生き抜く力を育む学び

自ら学ぶ姿勢と、コミュニケーション能力をはじめとした、社会を生き抜く力の育成や主体的に社会に貢献する力の育成などに取り組めます。さらに、社会のグローバル化に対応した国際感覚の育成と日本人としてのアイデンティティに関する学習の充実や、情報活用能力の向上等を図ります。

#### ○生涯を通じた学び

年齢や心身の状況に拘らず生涯にわたって学び、スポーツに親しむための学習機会の充実や体制の整備に取り組めます。さらにその学習成果を社会に還元する「学びの循環」の

仕組みを充実させます。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツ文化の発展に積極的に取り組みます。

### ○地域社会で支えあう学び

港区教育ビジョンは、行政や学校だけでなく、区民をはじめとした地域で活動する様々な人々と共有するものです。策定にあたっては、幅広い意見を取り入れるとともに、誰にでもわかりやすいビジョンとします。学校、家庭、地域等がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、社会全体で支える教育を推進します。

### (3) 分野別推進計画の策定

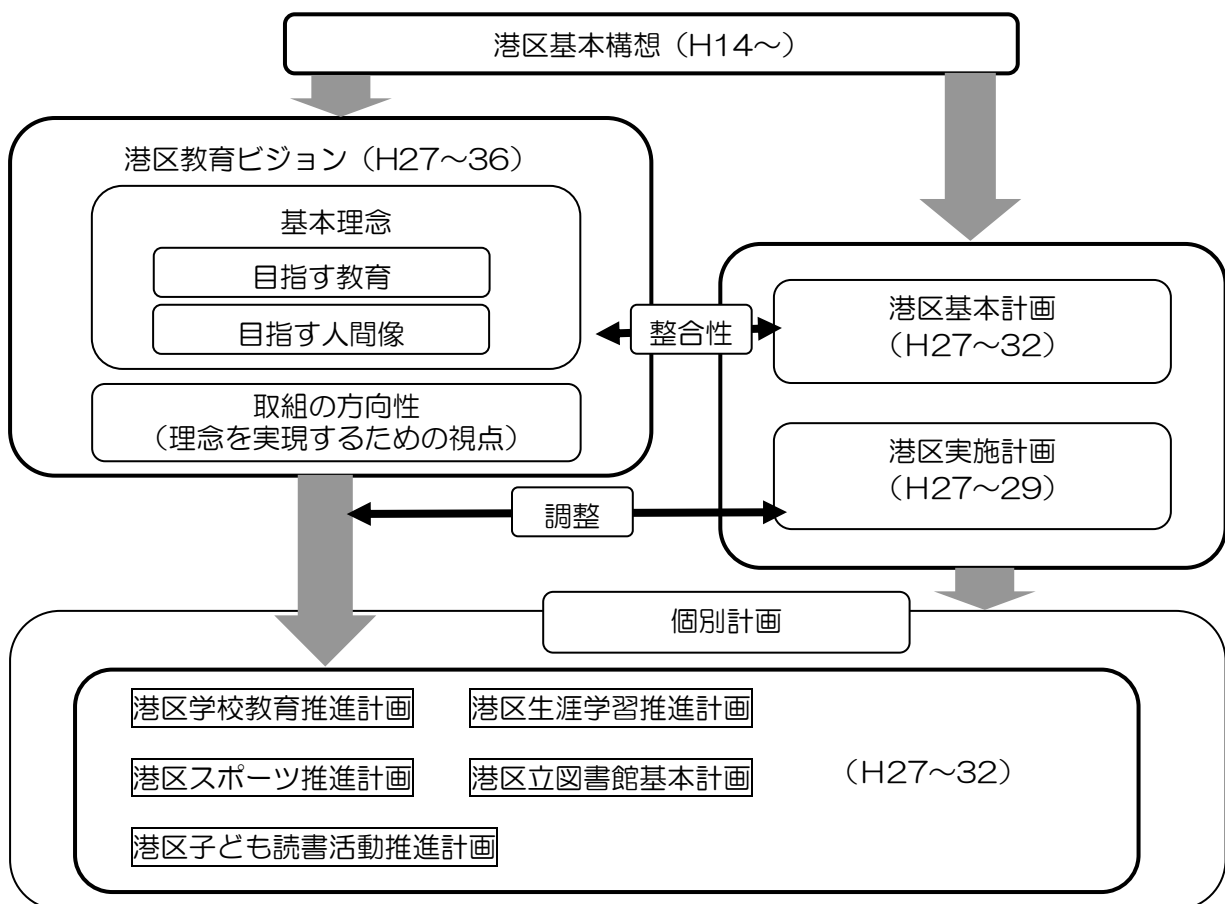
教育ビジョンで掲げた目標に向けて計画的な教育行政を推進するために、平成27年度を始期とする行動計画として、新たに「港区学校教育推進計画」を策定するとともに、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館基本計画」、「港区子ども読書活動推進計画」の各計画を改定します。

これらは、現在策定作業が進められている次期港区基本計画（平成27年度から平成32年度までの6か年計画）と一体的に推進します。

## 3 策定の前提

### (1) 位置づけ

「港区教育ビジョン」は、教育基本法に基づく港区の「教育振興基本計画」とします。また、港区の港区基本構想を踏まえ、港区基本計画・港区実施計画の内容等と整合性を図りながら、教育行政の進むべき方向性を示すもので、その関係は下記のとおりです。



注) 図は策定方針決定当時のもの

## (2) 策定体制

### ① 港区教育ビジョン会議の設置

教育ビジョンの策定にあたっては、今後の港区の教育に関して様々な視点から幅広いご意見をいただくため、有識者、教育・地域関係団体の代表者、学校長、公募区民からなる「港区教育ビジョン会議」を設置します。また、会議には分科会を置き、各分野別推進計画の策定及び改定についてもご意見をいただきます。

### ② 港区教育ビジョン推進本部の設置

新しい教育ビジョンは、教育委員会の枠にとらわれることなく区長部局との横断的な施策の展開を図るため、関連する区長部局を含めた「港区教育ビジョン推進本部」を設置します。また、推進本部には幹事会及び部会を置き、各分野別推進計画の策定及び改定について検討します。

### ③ 区民意見反映のための方策

教育ビジョンの策定に区民等の意見を広く反映させるため、教育ビジョン会議を設置する他、平成 26 年 2 月中旬に港区の教育に関する区政モニターアンケートを実施するとともに、「みなとタウンフォーラム第 5 グループ（子育て・教育・スポーツ）」の提言を活用します。さらに、素案についてのパブリックコメントを実施します。

## (3) 策定スケジュール

教育ビジョン策定方針の決定	平成 26 年 1 月 28 日
港区教育ビジョン（素案）決定	平成 26 年 6 月
港区教育ビジョン決定	平成 26 年 9 月

●港区教育ビジョン会議委員一覧

※所属等は平成26年4月当時

役職	氏名	所属等
会長	有村 久春	東京聖栄大学健康栄養学部教授
副会長	坂口 緑	明治学院大学社会学部教授
委員	渡部 禎士	公募区民
委員	菅野 真美	公募区民
委員	長尾 瑠理子	公募区民
委員	國久 昇	公募区民
委員	真野 文子	公募区民
委員	伊藤 耕一郎	港区立中学校PTA連合会副会長
委員	田谷 克裕	港区青少年委員
委員	今野 由理子	港区スポーツ推進委員協議会副会長
委員	池田 俊一	日本電気(株)コーポレートコミュニケーション部CSR・社会貢献室
委員	師岡 文男	上智大学文学部教授
委員	松本 直樹	大妻女子大学社会情報学部准教授
委員	庭井 史絵	慶応義塾普通部司書教諭
委員	山形 美津子	港区立白金台幼稚園長
委員	高橋 俊明	港区立白金小学校長
委員	伊藤 俊典	港区立赤坂中学校長

●港区教育ビジョン会議での検討経過

開催日	主な議事
第1回 平成26年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン会議の運営について</li> <li>・港区教育ビジョン策定方針について</li> <li>・港区の教育行政の現状について</li> </ul>
第2回 平成26年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区の教育についての理念、基本的な考え方について（意見交換）</li> <li>・港区教育ビジョンの構成（案）について</li> </ul>
第3回 平成26年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン素案（たたき台）について</li> </ul>
正副会長による協議 平成26年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン（素案）について</li> </ul>
第4回 平成26年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン（素案）のパブリックコメント及び住民説明会の結果について</li> <li>・港区教育ビジョン（案）について</li> <li>・各個別計画の進捗状況について</li> </ul>

●港区教育ビジョン推進本部員一覧

※所属は平成26年4月当時

役職	氏名	所属
本部長	小池 眞喜夫	教育長
副本部長	安田 雅俊	教育委員会事務局次長
本部員	波多野 隆	芝地区総合支所長 街づくり支援部長兼務
本部員	青木 康平	麻布地区総合支所長 環境リサイクル支援部長兼務
本部員	北本 治	赤坂地区総合支所長 子ども家庭支援部長兼務
本部員	横山 大地郎	高輪地区総合支所長 産業・地域振興支援部長兼務
本部員	益口 清美	芝浦港南地区総合支所長 保健福祉支援部長兼務
本部員	大地 まさ代	みなと保健所長
本部員	杉本 隆	企画経営部長
本部員	内田 勝	防災危機管理室長
本部員	渡邊 正信	総務部長

●港区教育ビジョン推進本部会議での検討経過

開催日	主な議事
第1回 平成26年3月24日	・港区教育ビジョン推進本部の運営について ・港区教育ビジョン策定方針について
第2回 平成26年6月6日	・港区教育ビジョン（素案）について ・各個別計画策定・改定方針（案）について
第3回 平成26年10月6日	・港区教育ビジョン（素案）のパブリックコメント及び住民説明会の結果について ・港区教育ビジョン（案）について ・各個別計画の進捗状況について



●港区教育ビジョン推進本部幹事会幹事一覧

※所属は平成26年4月当時

役職	氏名	所属
幹事長	安田 雅俊	教育委員会事務局次長
副幹事長	橋本 誠	教育委員会事務局教育政策担当課長
副幹事長	白井 隆司	教育委員会事務局生涯学習推進課長
副幹事長	前田 憲一	教育委員会事務局図書・文化財課長
幹事	堀 二三雄	芝地区総合支所管理課長
幹事	大滝 裕之	麻布地区総合支所管理課長
幹事	浅山 正樹	赤坂地区総合支所管理課長
幹事	神田 市郎	高輪地区総合支所管理課長
幹事	高嶋 慶一	芝浦港南地区総合支所管理課長
幹事	荒川 正行	芝地区総合支所協働推進課長
幹事	山本 隆司	麻布地区総合支所協働推進課長
幹事	佐藤 博史	赤坂地区総合支所協働推進課長
幹事	野澤 靖弘	高輪地区総合支所協働推進課長
幹事	山本 睦美	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
幹事	遠井 基樹	産業・地域振興支援部地域振興課長
幹事	加末 順也	産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長
幹事	茂木 英雄	保健福祉支援部高齢者支援課長
幹事	大竹 悦子	保健福祉支援部障害者福祉課長
幹事	西塚 至	みなと保健所健康推進課長
幹事	櫻庭 靖之	子ども家庭支援部子ども家庭課長
幹事	横尾 恵理子	子ども家庭支援部保育担当課長
幹事	保志 幸子	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長
幹事	奥野 佳宏	環境リサイクル支援部環境課長
幹事	大澤 鉄也	企画経営部企画課長
幹事	亀田 賢治	防災危機管理室防災課長
幹事	菊池 朗子	総務部人権・男女平等参画担当課長
幹事	佐藤 雅志	教育委員会事務局庶務課長
幹事	新井 樹夫	教育委員会事務局学務課長
幹事	奥津 英一郎	教育委員会事務局学校施設担当課長
幹事	渡辺 裕之	教育委員会事務局指導室長

●港区教育ビジョン推進本部幹事会での検討経過

開催日	主な議事
第1回 平成26年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン推進本部幹事会の運営について</li> <li>・港区教育ビジョン策定方針について</li> <li>・港区教育ビジョンの構成（案）について</li> <li>・港区の教育と各課における連携・協力事業について</li> </ul>
第2回 平成26年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン素案（たたき台）について</li> </ul>
第3回 平成26年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン（素案）について</li> <li>・各個別計画策定・改定方針（案）について</li> </ul>
第4回 平成26年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区教育ビジョン（素案）のパブリックコメント及び住民説明会の結果について</li> <li>・港区教育ビジョン（案）について</li> <li>・各個別計画の進捗状況について</li> </ul>

●港区教育ビジョン会議／港区教育ビジョン推進本部事務局

氏名	所属
橋本 誠	教育委員会事務局教育政策担当課長
河本 哲夫	教育委員会事務局庶務課教育政策担当係長
中林 淳一	教育委員会事務局庶務課教育政策担当

区の木



**ハナミズキ**

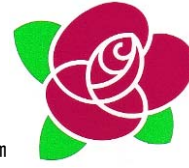
■ミズキ科  
北米原産 外来種  
落葉広葉樹

区の花



**アジサイ**

■ユキノシタ科  
日本（関東南部）原産  
落葉広葉樹 1.5~2.0m



**バラ**

■バラ科  
日本、中国、欧州原産  
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 26135-7511

**港区教育ビジョン**

平成26年（2014年）10月発行

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育政策担当

港区芝公園一丁目5番25号

電話 03-3578-2111（代表）

